南部箕蚊屋広域連合介護担い手育成事業補助金交付要綱

平成27年３月30日　告示第６号

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者の介護等に従事する人材を育成するため、介護職員初任者研修課程の受講に要する費用の一部について予算の範囲内において補助金を交付することに関し、南部箕蚊屋広域連合補助金等交付規則（平成12年南部箕蚊屋広域連合規則第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　広域連合内　南部町、伯耆町又は日吉津村をいう。

（２）　初任者研修　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第１項に定めるものをいう。

（３）　初任者研修実施事業者　鳥取県が指定した介護職員養成研修（介護職員初任者研修）事業者をいう。

（４）　受講費　初任者研修受講者が初任者研修に係る受講費用として初任者研修実施事業者に支払ったもののうち、テキスト代、検便代、材料費を除いた費用をいう。

（５）　自己負担額　この要綱に定めるもののほか初任者研修を受講することにより交付される補助金等があるときは、受講費からそれを除いた額をいう。

（対象者）

第３条　補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、この要綱に定める補助金を既に受けた者は除く。

（１）　広域連合内に住所を有する者

（２）　初任者研修実施事業者で研修を受講し、修了証書を受理した者

（補助対象額）

第４条　補助対象額は、自己負担額と20,000円とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

（交付申請等）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、介護担い手育成事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、初任者研修修了証書の交付を受けた日の翌日から起算して１月以内に南部箕蚊屋広域連合長（以下「連合長」という。）に提出しなければならない。

（１）　研修日程等の研修概要を記した書類の写し

（２）　受講費の領収書の写し

（３）　修了証書の写し

（４）　自己負担額から除かれる補助金等を証する書類の写し

（５）　債権者登録申請書

（６）　その他連合長が必要と認めるもの

２　連合長は、前項に定める申請があったときは、その内容等を審査の上、補助金交付の適否を決定し、介護担い手育成補助事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第６条　連合長は、不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、連合長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に終了した研修について適用する。

附　則（平成28年４月19日告示第19号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（令和５年２月28日告示第４号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、施行日以後に終了した研修について適用する。

様式第１号(第５条関係)

年　　月　　日

南部箕蚊屋広域連合長　　様

申請者　住　所
氏　名　　印

介護担い手育成事業補助金交付申請書

南部箕蚊屋広域連合介護担い手育成事業補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり介護担い手育成事業補助金を申請します。

記

受講者	住所	
	ふりがな 氏名	
	生年月日	年　　月　　日
受講事業所	所在地	
	名称	
受講費①		円（テキスト代等の資料代を除く）
その他補助金②		円（受講費の補助があればその金額）
自己負担額③		円（①－②）
補助対象額		円（③と 20,000 円を比較して少ない額）
受講期間		年　月　日～　　年　月　日
添付書類		(1)　研修日程等の研修概要を記した書類の写し (2)　受講費の領収書の写し (3)　修了証書の写し (4)　自己負担額から除かれる補助金等を証する書類の写し (5)　債権者登録申請書 (6)　その他連合長が必要と認めるもの

※その他補助金は、研修実施事業所の補助や雇用事業所が補助、負担したものの合計額を記入してください。

様式第２号(第５条関係)

年　　月　　日

様

南部箕蚊屋広域連合長　　印

介護担い手育成事業補助金（交付・不交付）決定通知書

　　年　　月　　日付で交付申請のありました介護担い手育成事業補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

□　交付
　交付決定額　　円

（振込予定日　　年　　月　　日）

□　不交付
　不交付の理由